

質問回答書

令和4年6月17日

質問の項目	質問の内容	回答
【仕様書】		
3. 業務内容- (1) 広報物の提案及びデータ等制作業務	パンフレット、チラシ、ポスターの納入物について、編集可能な電子データとありますが、貴町において編集可能なソフトをご教示ください。また、パンフレット、チラシ、ポスターの作成は、貴町において編集可能なソフトで対応できる範囲に限られますでしょうか。	電子データは、画像、PDFのほか、Microsoft Office 又は Adobe アプリケーションでの納品をお願いします。
	現時点において、成果物（パンフレット・チラシ・ポスター）の配布先、掲示先はお決まりでしょうか。想定されている範囲があればご教示ください。	訪問先の企業、各種展示会等での配布や掲示を想定しています。今後、受託者様と協議して効果的な手法を検討したいと考えています。
3. 業務内容- (2) 情報発信業務	「大熊町立地企業及び企業誘致活動を周知するため（中略）PR 業務を実施すること」とありますが、情報発信の目的は、誘致対象となる域外企業に対し、立地候補地として魅力の発信を行うための PR 活動との理解でよろしいでしょうか。もしくは、仕様「(5) 雇用マッチング業務」に相当する帰還者等に対する大熊町立地企業に関する周知を指すものでしょうか。あるいはその両方でしょうか。	町外企業に対し、町の魅力発信を行う PR 業務です。
3. 業務内容- (2) 情報発信業務	情報発信業務にかかる発注者・受託者間の役割分担について確認させてください。PR 対象となるイベントや事業については町側で企画・実施し、受託者側ではそのイベント・事業の広報にかかるターゲットや広報チャネルの設定及び情報発信を行うとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、現在貴町にて想定している PR 対象のイベント・事業等について可能な範囲内でご教示ください。	受託者様に担当いただく業務として、ターゲットの設定、情報発信、資料作成、関係機関との調整などを想定しております。各種セミナーへの出展時にも同様の業務を実施していただく考えです。 福島県や浜通り地域への企業立地支援事業を行う各種団体等が企画するイベント等に出展する予定です。

3. 業務内容- (5) 雇用マッチング業務	本仕様にて求められている業務内容は、①ヒアリングの実施、②基本方針の策定、③雇用確保支援の周知活動の提案および実行支援の3点と認識しておりますが、②基本方針の策定を踏まえて③周知活動を行うことを想定されておりますでしょうか。それとも②③を並行して推進することを想定されておりますでしょうか。	業務内容についてはご認識のとおりです。基本方針を策定した後に雇用確保支援に係る周知活動を実施することが理想的ですが、方針策定に要する期間を考慮し、同時並行で周知活動を行うこともあり得ると考えております。
3. 業務内容- (5) 雇用マッチング業務	「主な内容として大熊町立地企業等に対する雇用必要数（中略）についてヒアリングを実施し」とありますが、当該ヒアリング業務は仕様「(6) 大熊町立地企業に対する情報発信及びヒアリングの実施」にて効率的に実施することで問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
3. 業務内容- (7) 大熊町企業選定等委員会の運営等に係る補助業務	「本委託業務及び大熊町において企業を選定する際に開催される大熊町企業選定等委員会（以下、「選定委員会」）における補助業務をすること」とありますが、具体的な作業内容については適宜、貴町企業誘致係のご担当者様と摺り合わせを実施する認識で齟齬ないでしょうか。齟齬ある場合は摺り合わせ先となる見込みのご担当者様について、可能範囲でご教示いただければと存じます。	当該委員会の事務局は町企業誘致係で、具体の業務内容については適宜、当係と協議の上で実施いただきます。
3. 業務内容- (7) 大熊町企業選定等委員会の運営等に係る補助業務	「運営等に係る補助業務」として、「主な業務内容は、選定委員会開催における専門家に基づいた参考資料の作成等とする」とされていますが、運営業務（進行、ロジ調整、議事録作成等）自体は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	進行、ロジ調整などの委員会運営は業務対象外です。原則、受託者様が当該委員会へ出席することは想定しておりません。主に専門家による参考資料を作成いただき、一部、議事録作成を協議のうえで行っていただくこともあります。
3. 業務内容- (7) 大熊町企業選定等委員会の運営等に係る補助業務	「専門家に基づいた参考資料の作成」の意味するところとしては、選定委員会開催後、参加者から出てきた意見の取りまとめを指しますでしょうか。もしくは選定委員会時に、参加者の判断や意思決定の材料としての参考資料作成を指しますでしょうか。（例えば、仕様項目（3）記載の企業信用調査や訪	主に、企業選定等の参考となる資料の作成を想定しております。一部、協議のうえ、当該委員会が出された意見の取りまとめ等に対応いただくこともあり得ます。

	問時の見極め結果等) あるいはその両方でしょうか。	
【実施要領】		
6. 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出・(4)提出方法	「予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送(簡易書留)、または持参」とありますが、電子メールか郵送か持参のいずれか 1 つの対応で提出する理解でよろしいでしょうか。それとも電子メールと、郵送もしくは持参のいずれかによる 2 つの対応を求められているのでしょうか。	電子メール、郵送(簡易書留)、持参のいずれか 1 つの方法にて、書類の提出をお願いします。